

令和 3 年 第 7 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和3年7月26日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎 2階 大会議室

○ 出席した委員 (18名)

1 番 村上 英登	8 番 赤羽 明人	1 5 番 倉田 益式
2 番 塩木 操	9 番 西村 功	1 6 番 吉瀬 久司
3 番 堀 敏	1 0 番 春日 知也	1 7 番 中嶋 隆
4 番 北澤 満	1 1 番 代田 和美	1 8 番 滝沢 久美子
5 番 堺澤 務	1 2 番 宮下 修	1 9 番 氣賀澤 道雄
6 番 田村 晴男	1 3 番 木下 豊	
7 番 森 武雄	1 4 番 上田 佳子	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (5名)

2 0 番 菅沼 佳彦	2 2 番 大沼 昌弘	2 4 番 小原 正隆
2 1 番 白川 眞武	2 3 番 宮澤 秀一	2 5 番 米山 茂寿

○ 欠席した委員(2名)

9 番 西村 功	2 4 番 小原 正隆
----------	-------------

○ 事務局職員出席者

事務局長	野村 隆二
次 長	大野 秀悟
主 査	出口 大悟
主 査	小林かおる

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第40号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)

議案第41号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)

報告事項 農地法第4条第1項第9号の規定による転用通知について

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 5 番 (堺澤)

議事録署名人 6 番 (田村)

午後 3 時 0 0 分 開会

局 長

(野村 隆二君)

それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

定刻となりましたので、ただいまから令和 3 年第 7 回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

最初に氣賀澤会長、挨拶をお願いいたします。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

暑い日が続いています。私も今日は秋ソバの準備で 5 反歩ばかり起こしたんですけど、途中でエアコンが利かなくなって非常に暑い思いをしました。委員の皆さんは水分等を補給して熱中症にならないようにお仕事をしていただければと思います。

また、今日はこんな暑い中、またコロナもまだまだ終息しない中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

暑いですので短時間で審議を進めたいと思います。御協力のほうをよろしくお願いいたします。

局 長

(野村 隆二君)

ありがとうございました。

それでは、会議前の一言と農業委員会憲章の朗読を 12 番 宮下修委員、お願いいたします。

1 2 番

(宮下 修君)

それでは、一言と言われましたけど、何も考えずにすみません。

私も約 1 年、自分の体のこともありまして仕事を辞めて 1 年がたちますけれども、細々と年金暮らしということでやっております。

そんなわけでうちにおるわけですけど、今ちょうどオリンピックも東京のほうで始まっております。私も最初は何でこんな時期にやるのかなあという感じもいたしましたけれども、いろいろ開会式の前あたりにもごたごたがあったりして、いろいろ難しいオリンピックかなあと思っていたんですけど、うちにいてテレビを——ずっと見ているわけではないんですけど、新しい種目なんかを見ていると、昨日は 13 歳で金メダルという女性が出てきております。みんな若い年代だなあと思っております。

また農業のほうを見ても、担い手の中でも、またここにおられる方の中でも、随分と若い年代の方が農業ということで取り組んでおりますけれども、私の下平の近くにも 1 人新規就農ということで来ておまして、大変よく働く方だと——働く場所は見ることがないですけど、話に聞けば本当によく働くということで、また部落の付き合いも積極的にしていただいて、大変あり

がたく思います。

また小学生が 2 人おまして、声が聞こえると随分明るくなったなあと—今まで私のうちの近くには小学生が 2 人くらいしかいなかったところに 2 人が増え、近くでまた 1 人小学生に上がったということで、声がすると大変うれしく思っております。

あまり長く話をしておりますとあれですけど、私も細々と百姓をしておりますけれども、見よう見まねでやっております、こんなに暑いとどういふふうにすればいいのかなあということですけど、農業を継いだときには近くの衆の農業を見たりして、何をやっているのかというのを見たりしていましたが、この頃はちょっと私も機械のほうで、パソコンからどういう肥料をやればいいのか、どういう消毒を使えばいいのかというのを少しずつですけども勉強しながらやっていると、そんな年金暮らしの百姓屋でございます。

皆さんにいろいろな意見を聞きながら細々とやっていきたいなあ、こんなように思います。そんな取り留めのない話をして終わりにしたいと思えます。

では、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を朗読しますので、続いてお願いいたします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会 長 （氣賀澤 道雄君）

これより令和 3 年 7 月 1 日付、告示第 7 号をもって招集した令和 3 年第 7 回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数 19 名、ただいまの出席委員数 18 名、法第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立しております。

9 番 西村功委員、24 番 小原正隆推進委員より欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第 1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により議長において 5 番 堺澤務委員、6 番 田村晴男委員を指名いたします。

日程第 2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第 38 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)
それでは、議案書 1 ページをお開きください。
農地法第 3 条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。
1 件でございます。
場所につきましては 2 ページ左側を御覧ください。
3—1 で表示した場所になります。
中沢区、[REDACTED] の東 1 筆 132 m²になります。
1 ページにお戻りください。
契約内容でございますが、売買。
価格の欄につきましては空欄となっておりますが、今回の農地の取得につきましては、今回の申請地の西側の住宅部分等を含む売買の契約であり、農地部分のみの価格を出すことが困難という報告を受けております。
続きまして理由でございますが、譲受人は移住先の隣接地である当地を作物の耕作のために取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。
今回の申請ですが、事前に下限面積につきまして別段面積の許可を受けている農地になりますので、面積要件につきましては 1 a 以上に下げられております。
ついては、許可基準でございますが法 3 条 2 項に適合してございます。
以上 1 件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
地元委員の補足説明をお願いします。

4 番 (北澤 満君)
この件でありますけれども、今事務局が説明されたとおりであります。
[REDACTED] の空き家へ都会から移住してきたいという譲受人の思いでありますので、別段問題ないというふうに私は思っております。
[REDACTED] も人口が減ってきている中で都会から移住してきたいという思いでありますので、うちを買って別段面積の農地を取得して作りたいということでもありますので、この件については問題ないと思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございましたらお願いします。
[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 38 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

るというものでございます。

農振法等でございますが、令和 3 年 7 月 2 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 1 種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして 3 番となりますが、場所につきましては 6 ページ左側を御覧ください。

5—3 で表示した場所になります。

福岡区、XXXXXXXXXXの東 3 筆、計 5,497 m²になります。

3 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、太陽光発電施設。

理由でございますが、借受人は太陽光発電施設を設置し売電事業を行いたいと考え当地を使用したい、貸付人は会社勤めをしていることもあり農業規模の縮小を検討したことから借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和 3 年 7 月 2 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 3 種、XXXX以内にXXXXXXXXXX
XXXXありということでございます。

続きまして 4 番となりますが、場所につきましては 6 ページ右側を御覧ください。

5—4 で表示した場所になります。

福岡区、XXXXXXXXXXの西 1 筆 2,131 m²のうち 2,076 m²になります。

3 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地及び事務所、倉庫、駐車場となっております。

理由でございますが、譲受人は利便性等を考慮し事務所及び自宅の移転を計画したため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和 3 年 7 月 2 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 3 種、XXXX以内にXXXXXXXXXX
XXXXありということでございます。

続きまして 5 番となりますが、場所につきましては 7 ページ左側を御覧ください。

5—5 で表示した場所になります。

上赤須区、[REDACTED]の南 1 筆 576 m²になります。

3 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在借家住まいであり、住宅の新築を計画したため当地を取得したい、譲渡人は農業規模を縮小するため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和 3 年 7 月 2 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 1 種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして 4 ページを御覧ください。

6 番となりますが、場所につきましては 7 ページ右側を御覧ください。

5—6 で表示した場所になります。

町 4 区、[REDACTED]の西 7 筆、計 1,737.91 m²になります。

4 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、宅地分譲。

理由でございますが、譲受人は申請地周辺については[REDACTED]や[REDACTED]があり住宅需要が見込まれると考え、住宅地を整備するため当地を取得したい、譲渡人は年齢的な問題や経営規模の縮小を検討していた等の事情により譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、近隣商業地域及び第 1 種中高層住居専用地域となっております、農地区分につきましては 3 種の用途地域となります。

続きまして 7 番となりますが、場所につきましては 8 ページ左側を御覧ください。

5—7 で表示した場所になります。

下平区、[REDACTED]の南 2 筆、計 2,838 m²になります。

4 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、事業用の駐車場。

理由でございますが、譲受人は事業用車両の駐車場が事業の拡大により手狭となり、車両の管理が容易に行える自宅隣接地に駐車場を設けるため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和 3 年 7 月 2 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 3 種、[REDACTED]、近くに[REDACTED]、[REDACTED]ありということでございます。

続きまして 8 番となりますが、場所につきましては 8 ページ右側を御覧ください。

5—8 で表示した場所になります。

東伊那区、[] の南西 1 筆 370 m²になります。

4 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在借家住まいであり、住宅の新築を計画したため当地を取得したい、譲渡人は農業規模を縮小するため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和 3 年 7 月 2 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 1 種、10ha 以上の一団の農地で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして 9 番となりますが、場所につきましては 9 ページ左側を御覧ください。

5—9 で表示した場所になります。

東伊那区、[] の南西 2 筆 551 m²になります。

4 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在借家住まいであるが手狭になってきたことから住宅の建築を計画し当地を取得したい、譲渡人は当地が相続した農地であり耕作の継続が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和 3 年 7 月 2 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 1 種、10ha 以上の一団の農地で、不許可の例外として集落接続で見えております。

以上 9 件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

1 7 番 (中嶋 隆君)

1 番ですけど、7 月 10 日に現地確認しまして、現在もう [] の駐車場になっていたり [] があったりして、その奥に今度は [] を造りたいということで見たら全部が何も手続をしていなかったということでの申請になっていますので、別に問題ないと思います。

以上です。

- 25番 (米山 茂寿君)
2番です。
■■■■から移住ということで、少し田舎暮らしのほうをしたいということでこちらのほうに引っ越してくるということで、特に問題はないと思います。
- 13番 (木下 豊君)
3番につきましては太陽光発電施設ということでございまして、この業者におかれましては、この■■■■設置していて、■■■■ということでありまして、地元住民への説明会等も実施されていて、周辺につきましては■■■■が建たっているということなので農業関係には問題ないということでもあります。特に問題ないということで判断いたしました。
続きまして4番ですけれども、こちらにつきましては7月7日に現地確認をしてきました。
こちらにつきましても7月2日に農振除外の認可がされておるということございまして、周辺は牧草地ということでございますけれども、耕作はもうされていないという状況の中でございます。
水路等が若干通っているということでありまして、排水の処理、それから雨水対策、そこら辺は十分に注意されて管理をしてくれということで、特に問題ないということで判断させていただきました。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
5番ですが、5—5の図面にあります黒塗りの上側に■■■■とありますが、これは今回申請する■■■■さんの■■■■になります。
それから、黒塗りの左側の白地のところは既に家が建っております。
それで、黒塗りのところは■■■■さんが譲渡人である■■■■さんから畑を借りまして■■■■を作っているという状況です。それで、■■■■の近くに家を建てるということでこの土地を取得したいということだとお聞きしています。
御説明しましたように、両脇は家屋であり、また上の農地は一段上の農地ですし、道路がすぐ東にも通っておりますので、その他の農地への影響はないと思っております。問題ないと判断しております。
以上です。
- 3番 (堀 敏君)
6番です。
7月10日に現地の確認をいたしました。
現地は■■■■の■■■■の東側に位置をしております。
今非常に宅地化が進行している環境でございます。
譲渡人の■■■■さんは■■■■半ばくらいの歳で——農事組合法人■■■■が■■■■

■■■■■という会社になったんですけれども、現在はそこに貸与をしているということでございますが、今後の老後の生活設計等を考えて畑、田んぼを売却したいと、こういうことございまして、特に問題はないと思います。

以上です。

1 2 番 (宮下 修君)

7 番です。

私のほうと宮澤委員のほうで現地立会いをいたしまして説明を受けたわけなんです、なかなかちょっとはっきりしないということが事実でございます。

それに地元からも懸念の声が昨年度の後半からちょっと出まして、■■■■■が引き継ぐということなんです。

駐車場を 25 台分ということでありますけれども、実際は■■■■■から始まって■■■■■、大型の重機等をそこに止めたいと、一度に 25 台も止めないよって言うんですが、その道路が■■■■■で、■■■■■しかなくて、田んぼと水路に挟まれているというような状況でございます。

それから道路よりその土地が 20～30cm 低いと、そこを大きな車が出入りするということになると、どうも路肩、道路敷等が壊されるのではないかと、うことは■■■■■のほうに言いまして、意見書のほうにもそれを付記してあります。

この土地は田んぼが 2 枚になっていまして、■■■■■と■■■■■に挟まれていまして、広げるとか、そういうこともなかなかできなくて、もう現在は宅地も住宅も買われてリフォームされて住んでいるということで、このところを駐車場にしたいということです。

農地的には駐車場に転用されても——■■■■■だからいいよってということばかりではないんで、なかなか耕作しにくい土地ということもありますので、転用はしようがないのかなあと、そんなふうに考えております。

また、売りたいという方は、もう現在こちらに住んでおりません。■■■■■のほうで■■■■■と暮らしておりまして、もうこちらに戻るあれがありませんので、どうしても農地を含めて全部売りたいということでございます。

ちょっと中に入っている■■■■■がなかなかはっきりしないんで、ちょっとお小言のようなこともこの間現地では言っておきましたけれども、そんなところで、一応売買のほうは問題ないと、そんなように思います。

以上です。

1 番 (村上 英登君)

8 番です。

滝沢委員と現地を確認し、不動産会社の説明を聞きました。

譲渡人は■■■■に住んでいて、もうこっちに帰ってくる予定はないそうです。耕作も困難だということだそうです。

現在、譲受人は■■■■に■■■■をしていて、■■■■に住みたいって言うことでここに決めたと思います。

地図を見ても分かるように、周りには住宅がちょっとありますので、特に問題はないと思います。

以上です。

21番 (白川 眞武君)

9番です。

7月10日に滝沢委員とともに現地を確認しました。

土地の周囲は住宅地であり、平屋建てということでもあります。

地図上では平らに見えるんですけど、これは一段下がっているところになりますので、平屋であることから周囲の住宅に対する日当たり等の影響もないと考えられます。

それで、雨水は地下浸透、あと上下水道は南側の市道より引き込み可能です。

別に問題ないと判断します。

以上です。

会長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

17番 (中嶋 隆君)

7番ですけど、これは周りの人の同意って取れているんですか。

12番 (宮下 修君)

地図のほうを見てもらうと分かるように、黒い部分の東側が三角地になっていますが、これが■■■■なんで、それは同意してもらっています。

現地で説明を受けた後、宮澤委員とも話をして、次の日に私と農業委員会の事務局のお二人とでちょっと30分40分話をして、その後で意見書を書いて提出してございます。

17番 (中嶋 隆君)

分かりました。

10番 (春日 知也君)

3番の案件なんですけれども、これは申請されている面積が5,000㎡を越えて5,497㎡で、非常に大きな面積のところになりまして、立地基準上は第3種であるということのようなんですけれども、一般基準のほうを考えたときに、例えば新規の農地の農業上の効率的、総合的な利用の確保に支障が出ないか

という点の確認が必要かと思えます。

その意味では、例えば■■■■のほうの人・農地プランのほうで、これだけまとまった土地を——今は■■■■のようですけれども——それであれば畑地として使いたいとか、そういう希望はなかったのかってという点の確認がなされたのかという点をちょっと教えていただきたいんですけれども。

13番 (木下 豊君)

この土地につきましては、地主さんはもう既に何十年も前から利用していないと。■■■■をやっている方が■■■■ということでも何とか利用をしていたということがございますけれども、その方もここで廃業ということになりました。

そんな関係で、新たに農地ということの中で耕作をするということの中では非常に難しい部分があったりとか、それから、あとは周辺がもう既に——先ほども説明させていただいたとおり■■■■が■■■■できております。そういった関係で、農業をここでやるということにつきましては、非常になかなか難しいような地籍ではないかっていうような判断の中から問題なしというような判断をさせていただきました。

会長 (氣賀澤 道雄君)

事務局のほうからありましたらお願いします。

主査 (出口 大悟君)

今回の申請につきましては、具体的に■■■■へ今回の申請地について確認はできていないです。

ただ、地元のほうからの同意は確認しているということと、周辺農地の所有者、耕作者の方からは同意を得ているというところで、そういったところから総合的に判断すると、今回の申請地が一般基準を満たさないという判断にはならないかなあと考えております。

10番 (春日 知也君)

続けさせていただきたいんですけれども、初めからの議論のように、大きな面積のものがこういうふうに転用されて、今度はそれに続く土地が転用されていくということへの問題意識の中で、まだ事務局のほうからは上■■■■、■■■■への確認がなされていないということなので、やはりそれであれば一度確認をするという手順を踏んではどうかと思えます。

というのは、やはり私自身が農業をやっている、どなたかほかの方が使っている土地を横から使わせてくださいって、なかなかそれは言えないことなので、それはその土地を使わないというふうになるまでは誰もなかなか言えないです。

ですから、今回、■■■■としてはもう使いませんという話になったのであ

れば、どなたか使いたいという方が出てくる可能性は十分あると思いますので、1回確認するというステップを踏むのが好ましいと思います。

13番 (木下 豊君)

ちょっといいでしょうか。

その件なんですけれども、■■■■の案件につきましては、ほかの案件につきましても今まで何の話也没有ありません。

ただ、人・農地プランの中で農地を貸したい借りたい、そのアンケートは毎年春先に調査しております。そういった中での付け合わせというか、そういったものは■■■■でも実施しております。

ですが、それに対するその先の部分につきましては、今までも議論に上がったことはないということです。

今後そういったことがあれば、地元の営農組合等にも連絡をいただければ、そんなことも検討していただけるのかなあとと思います。

そんなことで、この案件につきましては、この提案で問題はないと思います。

17番 (中嶋 隆君)

春日さんの言われるのは大きい問題だと思うんだよね。

特にこういうのって、実際には農地を貸したいっていう話があるわけじゃなくて、ここに突然こういう形で出てくる。それで、ほとんどの農地はみんなそんなような形で出てきちゃうっていうところが——実際のところ業者のほうは積極的に動くけど、借りたいっていう人が一生懸命積極的に農地を借りたいですとか買いたいですっていうことに動くわけじゃないんで、そこがやっぱり最後は売るっていう形にしかなくなっちゃって、そういうのが今は■■■■のほうにぼろぼろと出てきているという状況なんです。

ですから、ここら辺はそれこそ考えていかないと、ここは守りましょうとかいう形とか、何かを守っていかないと、売るときにも、もう業者と先に契約をしちゃうとか、そういう形になっちゃって、契約されちゃうと個人と業者、売る人と業者とのやり取りになっちゃって、もう身動き取れない。

それが後から審査に行くとこれは駄目でしょうって言うわけにはいかないと、これはこっちの人に貸したらっていう話も後からになっちゃうんで、それを情報としてもらうのか、先に言ってもらうなり何なりっていうのをやらないと、特に契約になっちゃうと、もう契約書を取り交わしちゃったら、我々としたら実際のところ手も足も出ないです。そこを何とかしないとこれらの問題は解決していかないとと思うんです。

先に農地として使いましょうっていう形とか、何かそこら辺をうまく考えないといけないと思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

本件を見ますと令和3年7月2日に農振除外されて転用の許可が出ているというものなんですけれども、農振除外の申請をしますので——前回の農業委員会にもあったと思いますが——これは農振除外申請の一覧が多分皆さんのお手元にも届いていると思います。

そして、これについても同じようなことを——農業委員会事務局のほうから話がありまして、それを基にして農政協議会というのが——実は今度7月29日にもありますけれども——以前のある時点での農政協議会というところで諮られて、この案件については現地へ行って協議会メンバーで確認したっていう経緯があります。

それで、農振除外申請が認可されたということで本日の転用の審議の議題に上がっているというのが今までの流れです。

ですので、今、春日委員の言われたことは確かに重要なことですが、手続的には手続を踏まれて現在に来ているという、まずそういう事実を理解していただきたいということです。

あとは、今、中嶋委員からも言われましたように、じゃあこれからこれをどうするかという問題が2つあると思います。

それで、春日委員が言われるように再度これを営農組合または作りたいという人に確認をしたらどうかという1つの提案もあります。これについては、今までの手続等を踏まえて可能かどうかということは、事務局としてはどうか、ちょっと意見をいただきたいんですけども。

主 査 (出口 大悟君)

委員の皆さんがおっしゃるように、事務局に申請であったり事業計画の相談があった段階では、土地の所有者さんと事業計画者のほうでは話がおおよそまとまっている段階で、仮にそのときに農地として買いたいっていう方が現れたとしても売買に至るのは難しく、所有者からすれば、宅地だったり、そういった売買をしたほうが当然金額もいいので、調整をするなら申請であったり事業計画が定まる前でないといけないと思います。

ですので、今はまだ具体的でないので確実なお話ができないんですけども、そういった御意見もあり、市のほうでも申請であったり事業計画がおおよそ固まる前に農地の貸し借りですとか、そのような調整が図れる場を各地区で設けるような仕組みを始めたいという話で、今、近隣の市町村ですとか、そういったところにも状況を聞いたりしながら——先ほど中嶋委員がおっしゃられたような人・農地プランの関係ですとか、あと人・農地プラン以外にも農業委員会のほうで各所有者さんの農地を売買したい貸したいといった意向を収集したものを各地区の営農組合であったり農業団体の方々に情報を

提供できるような仕組みを考えていこうというような方向で今話を始めています。

今後は、そういった場を設けて、農地以外の利用の話が出る前に手放したい借りたい買いたいというような調整が図れるような場を設けたいと考えております。

今回の申請については、先ほど春日委員さんがおっしゃったような一般基準を満たさないようなところであれば、この場で不許可相当というような意見をつけることもできるかとは思いますが、周囲の同意を得ているですとか、農振除外の段階でもそういった地元の同意ですとかを確認しているので、今回の申請については先ほどおっしゃられたような理由で一般基準に当たらないという判断は難しいかと思えます。

ですので、今回の件については、明らかに一般基準を満たさないところがほかに出てくれば別ですけれども、先ほどいただいたような御意見ですと、恐らく不許可相当とまではいかないと思うので、申請については進んでいくのかなと思います。

それ以外については、先ほどお伝えさせていただいたとおり事業のお話が出る前にそういった調整を図れるような場を設けるための検討を始めており、委員の皆さんにも当然恐らく御協力いただくことになるかと思えますので、また具体的にお話できるようになった段階で、そのときにはまたお願いも兼ねて御説明をさせていただけたらと思えます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

春日委員いかがですか。

10番 (春日 知也君)

よろしいですか。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

どうぞ。

10番 (春日 知也君)

私は今回のものについて不可とすべきだと言っているわけではないんです。

ただ、もう一ステップ踏んだほうが適切だとみなせるのではないのでしょうかというのが私の意見です。

それで、地元で近隣の方からの同意を得られたというステップは踏んだということがありますし、農振除外を取ったということも承知していますが、前回の議論だと——事務局長もおっしゃいましたけれども、農振除外を取ったからといって農地転用がイコールとされるわけではないですよといった話もありました。だから、農地転用が出たときは転用の基準を満たすかどうかを判断するということです。

今回の場合には、これだけの面積ですので、ほかの方が農地を集約して使いたいと言うかどうかという確認作業を 1 ステップ入れたほうがいいんじゃないでしょうかというふうに申し上げている次第です。

それで、先ほど来、先に契約があるのに対して後から委員会でそれを覆すのは難しいというような話、意見も出ているんですけども、多分世の中の流れとしてそういうふうなことがあり得ると思います、それを言ってしまうと、じゃあ私たちは何の基準に基づいて判断するんですかというところがぐらついてしまうわけで、先に当事者同士で話がまとまっても、要するにその話が公の基準から考えたときに不適切であれば認められませんよと回答するしかないわけです。

それは、今回の一般基準における話のように、農地としてきちっと使いたいという人がほかにいて、そうすることが農地を集約して全体の農業を守っていくということにかなうんだということがあれば、幾ら当事者同士が売りたい買いたいと言ったって、それは不適切だという回答をするのが私たちの仕事だと思います。

ですから、私は、今回は 1 度ステップを踏むというのがよろしいんじゃないかというふうに思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

確認させていただいてよろしいですか。

10番 (春日 知也君)

はい。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

先ほどの発言の中で今回の転用申請に対して反対という意見ではないという発言がありました。

それで、もう一方で農業者が使う意向があるかどうかについて 1 つのステップを入れたほうがいいのではないかっていう意見がありました。

これは、結局、ここで審議をする前にもう一度そういう確認を取ったほうがいいんじゃないですかという意見という捉え方でよろしいですか。

10番 (春日 知也君)

そうです。

私は、今この段階で転用するべきだとかすべきじゃないとかっていう判断をすることは、ちょっと 1 ステップ抜いてしまうことになるので、一般基準で確認すべきことを確認した上で判断するのがいいんじゃないかということです。

今この段階で私は反対しているわけではなく、この転用が駄目だと言っているんじゃないです。転用してよいかどうかの判断がまだ下せないんじゃない

分するかしないかという判断をみんなストップできるのかということと、それをどう処分するかということをして他人がいろいろ言えるのかという、そういう話になると思います。

処分するかしないかの判断については私どももなかなか言えないんですけども、どう処分するかについては農地法に基づいて物を言うのが私たちの仕事だということで、一応それが私の意見です。

局 長 (野村 隆二君)

今、財産権の関係が出ましたけれども、憲法第 29 条第 1 項で、財産権、これを犯してはならないというふうにあります。

財産権は、もちろん所有権だとか賃借権だとか様々な財産権がありますけれども、第 2 項のところに財産権は公共の福祉に適合するように定めるといふふうになってありますので、それが農地法であり農振法であり、そういった法ですので、あくまでも皆さんの判断の中で財産権の関係は犯すことがないわけで、所有権は永遠に犯すことはないので、そういった利用権、公私権についてはある程度法律の中で制限があるということですので、また財産権を基にこれをやってしまうと周辺がどんどんなし崩しになってしまうので、やはり冷静な目で見ていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

10番 (春日 知也君)

財産権については、冷静な目で見ていないわけじゃなくて、冷静な目で見ようと思っているんですけど。

局 長 (野村 隆二君)

さっきの話は財産権を認めるっていうことではなくて、客観的にここが農業振興をやるところであれば却下しても問題はないです。

17番 (中嶋 隆君)

今まで転用を不許可にした前例ってあるんですか。

局 長 (野村 隆二君)

ただ、この事案の関係については農振除外の関係も通ってきちゃっているのと、あと、業者から見れば、周辺が事業計画の許可が下りたのにこれだけ却下になれば、やはりそれなりの、それこそ法廷闘争になっていく可能性もあるということと、3種農地は基本的には原則許可という形になっていますので、農地法から見ても3種農地については原則許可となりますので、もし除外する排除するのであれば農振除外のところでは排除しなければ、農地法に基づけば3種農地は原則許可になりますので、そこで保留なり却下になると法廷闘争っていうこともゼロではないので、ちょっとこの事案については……

17番 (中嶋 隆君)

この事案は別にしてなんだけど、今までの事例として不許可になったところが実際にあるのかどうかっていうことを知りたいんですけど。農業委員会で許可しなかったっていう事例が実質的にあるのかどうか。

局長 (野村 隆二君)

農地として許可する部分と、業者の確実性だとか、そういった関係も判断材料になりますので、例えば実績も何もなくて許可申請が出てくれば、もう全然実行力がないねっていうことで、多分不許可ということはあり得るかと思えますけれども。

10番 (春日 知也君)

私が申し上げているのは、やはり今回は5反歩の畑地っていうことで、なかなか駒ヶ根市には存在しないです。まとまっている5反歩の畑地が今空く、ほとんどない状況じゃないですか。

中嶋委員からは、でもなかなか本当は使いにくい場所なんだよという現実のお話もあり、あるいは倉田委員からはいやいやここを[]にしてはもったいないという意見もあったりして、いろんな意見が今もあるようなんですけども、ただ、そういう土地なので、一般基準における地域の農地を農業用地の効率的、総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないかどうかを確認するという1項目があるので、それを確認したらどうかと申し上げているんです。

不許可にしろと申し上げているのではなくて、その確認ができていないのであれば今日ここでは決められないのではないのでしょうかと申し上げている、繰り返しですが、そういう考えです。

会長 (氣賀澤 道雄君)

では、まとめます。

いろいろと議論してきました。

それで、元に戻りまして、今日の段階でこの議案に対して賛成するか、もしくは先ほどから春日委員が言われておりますようにほかに誰か利用したいという人がいるかどうかというところのステップを踏んでからもう一度この場にかけてらどうかということで決を採りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

では、まずこの転用について許可とする方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

会長 (氣賀澤 道雄君)

では、もう一ステップ踏んで審議したらどうかという方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

会 長 (氣賀澤 道雄君)
転用について許可する方が多数です。よって、転用を認めるということでこの場では議決をしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。
ほかに御意見ありましたらお願いします。

23番 (宮澤 秀一君)
説明をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
はい。どうぞ。

23番 (宮澤 秀一君)
自分は今両方に手を挙げなかったんですが、適正化推進委員には議決権がないという認識でおったんですが……。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
それについては、私どもが前期のときに議論をした——議論といいますか、法的な見解は聞きましたけれども、法律上はいわゆる議決の範囲には入らないけれども、この会においては同じようにやっていきたいと思いますということで私は理解していますので、議決権はあるというふうに私は認識しています。
事務局はいかがですか。推進委員はこの議場において議決権があるのかなのか明確にしてほしいということですが、それについて御意見願います。

次 長 (大野 秀悟君)
農業委員会に関する法律に基づくと、議決権があるのは農業委員さんだけということになってしまいます。
ただ、意見を交わす段階では農業委員さんも推進委員さんも同等の立場で御意見をいただくというようなお話になってしまいます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
宮澤委員、以上です。

23番 (宮澤 秀一君)
はい。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
農業委員会の議決については農業委員のほうで進めていくという形で、法律に基づいて行います。
それで、その審議の中での御意見については推進委員のほうからも御意見をいただきながら議決のほうに持っていきたいと思っておりますので、今後はそのようによろしくお願いたします。
それでは、うやむやなところがありますので、もう一回決を採ります。
今回の議案第39号の3番についてこの場で転用を認めるという方は挙手を

です。

駒ヶ根市が例えば駒ヶ根中の [REDACTED] で確保できていますって
いったら、それは結構誇れることでいいなあとは思いますが、 [REDACTED]
[REDACTED] じゃないだろうというところです。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

分かりました。

では、続きまして、ほかに議案第 39 号について御意見等ございましたらお
願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

では、議案第 39 号について原案どおり可決することに御異議ございません
か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による
許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 40 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (小林 かおる君)

議案書 10 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせて
いただきます。

まず公告年月日でございますが、令和 3 年 7 月 31 日でございます。

期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが 6,862 m²、
畑が 967 m²、合計で 7,829 m²でございます。

貸手が 4、借手が 4 でございます。

(2) (3) 番の表につきましてはお目通しいただきまして、11 ページに個別
の詳細が載っておりますので、御確認をお願いします。

以上、御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 40 号の内容が 11 ページであります。これを見て御自分の地区を御
確認いただきたいと思えます。

[各自黙読]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

う届出が出てきているところです。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
よろしいですか。

17番 (中嶋 隆君)
事務局、ちょっと1点整理をしてもらいたいんですけど、先ほどの吉瀬さんの質問ですけど、認定農業者が中間管理事業を使う場合は10年のみですか。

主 査 (小林 かおる君)
10年のみということではありませんが、認定農業者であるということが中間管理事業のほうで契約のできるまず1つの……

17番 (中嶋 隆君)
認定農業者はこちらで……

主 査 (小林 かおる君)
まず認定農業者であるかどうかというところで、中間管理事業として貸借ができるかっていう入り口のところです。

17番 (中嶋 隆君)
だから一般農業者は中間管理事業を利用できない、そういうことになるんですか。

主 査 (小林 かおる君)
認定農業者でない人は中間管理事業のほうで貸借ができません。

17番 (中嶋 隆君)
分かりました。
ありがとうございました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは、議案第40号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第40号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第41号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 査 (小林 かおる君)
それでは、議案し12ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)を御説明し、御提案とさせていただきます。

農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

公告年月日でございますが、令和3年7月31日でございます。

期間の終期でございますが、10年、田1万8,92㎡、畑3,062㎡、合計で2万1,154㎡でございます。

貸手が5、借手は長野県農業開発公社のため1となります。

13ページが利用権を設定する各筆の明細となっております。

5名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で19筆を貸し付けるということになっております。

権利の種類につきましては、それぞれ御覧ください。

以上について御審議をお願いしまして、審議、決議の対象ではございませんが、長野県農業開発公社が権利設定後、14ページにあります農地中間管理事業貸借にある担い手へ記載の内容で貸付予定でございますので、御確認をお願いします。

以上でございます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

1 番 (村上 英登君)

先ほどの中間管理機構は認定農業者って言っていたんですけど、これは多分、人・農地プランに出ている担い手の人だったら中間管理機構も利用できます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにごございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第41号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第41号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、報告事項 農地法第4条第2項第9号の規定による転用通知について事務局より説明願います。

主 査 (出口 大悟君)

そうしましたら15ページを御覧ください。

農地法第4条第2項第9号の規定による届出がありましたので御報告をさ

せていただきます。

1件でございます。

場所につきましては16ページの左側を御覧ください。

報告事項として表示した場所になります。

中割区、[REDACTED]の西1筆3,696㎡のうち194.71㎡になります。

15ページにお戻りください。

届出目的でございますが、農業用倉庫及び休憩所となっております。

届出内容でございますが、農地の維持管理必要な農機具置場及び休憩所を設置したいというものでございます。

以上1件につきまして御報告をいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

10番 (春日 知也君)

[REDACTED]さんについて、どなたが代表で、何人でやっていらして、何を目的としているのかという基本情報を教えていただきたいんですけれども。

以前、私どもの[REDACTED]について西村委員が御存じなかったときについては私の会社ですというところをきちんと説明したりもしたので、同じようをお願いしたいです。

主 査 (出口 大悟君)

私のほうで届出に必要な書類の中では法人の登記ですとか法人の代表に関する書類を求めていなかったの、この場では詳しく御説明ができないです。

届出者の方から情報の分かるような資料をどこまで求められるっていうところもあるんですけれども、必要に応じて求めて、皆さんにまた御説明できるような準備はしたいと思いますので、この場では、すみません、間違っただけを言ってもいけないので、また[REDACTED]さんの情報について、併せて今後の計画等について聞ける範囲で聞き取りをして御報告をさせていただきますと思います。

10番 (春日 知也君)

お願いします。

17番 (中嶋 隆君)

それは持っていないの？

主 査 (出口 大悟君)

私のほうでは、あくまで倉庫の届出であったので、その倉庫がどの程度の

規模で、どういう利用目的で、転用が必要なのかどうかですとか、農振の手続に必要な申請書類については確認を取っているんですけども、その法人がどのような法人なのか聞いたほうがよかったかなあと思うんですけど……

17番 (中嶋 隆君)

登記情報が何かあるはずですよ。

主査 (出口 大悟君)

あります。

■さんは認定農業者ではないということは聞いているんですけども…

…

17番 (中嶋 隆君)

ではなくて、法人だっていうことですよ。

会長 (氣賀澤 道雄君)

この法人につきましては、事務局のほうで公表してよい部分を確認した上で、また次回報告があると思いますので、よろしくお願いします。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、報告事項について説明のとおり御承知おきください。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和3年第7回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会といたします。

午後4時47分 閉会